熊本市オンブズマン条例施行規則（素案）に関する
パブリックコメント（意見公募）の募集結果について

平成２３年９月３０日

熊本市オンブズマン条例施行規則（素案）について、平成２３年８月８日から平成２３年９月７日までの間に意見を募集したところ、下記のとおり、意見をいただきました。ここでは、その意見の内容とそれに対する本市の考え方について取りまとめましたので、その報告をいたします。

なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見は要約し、意見の内容ごとに市の考え方を述べさせていただいております。

１　担当部署

熊本市企画財政局オンブズマン事務局
電話　０９６-３２８-２９１６
Fax　０９６-３２４-４００３
ｅメールアドレス
ombudsman@city.kumamoto.lg.jp

２　意見募集結果の公表日　平成２３年９月３０日

３　意見募集期間　平成２３年８月８日から平成２３年９月７日

４　素案に対するご意見の提出状況

（１）ご意見を提出された方の人数　２名
（２）ご意見の件数（まとまりごと）　８件
（３）ご意見の延べ件数　８件

５　意見募集結果資料の内容

（１）熊本市オンブズマン条例施行規則（素案）に関するパブリックコメントの結果とこの規則に規定する内容の案
※この案を元に、最終決定を行います。

６　意見募集結果資料の入手方法

（１）ホームページによる閲覧・入手

この資料と同じものを市のホームページからも入手することが出来ます。

また、本制度の利用についての詳しい内容は、今後、市政だより等でお知らせしていきます。

詳しくは、市ホームページ（トップ→行政情報→市議会・公聴会・会議・議事録・委員公募→ご存知ですか？公的オンブズマン制度を作っています）に今回の資料をはじめ、制度内容の検討や条例制定までの経緯などの情報も掲載しておりますので、是非ご覧ください。

（２）印刷物での閲覧・入手

オンブズマン事務局窓口、各総合支所・市民センター、保健福祉センター、中央まちづくり交流室、五福まちづくり交流室、健軍文化ホール、市民サービスコーナー（交通センター地下）市政情報プラザ及び地域コミュニティセンターで閲覧や入手ができます。

７　提出されたご意見と、それに対する本市の考え方

※いただいたご意見は、趣旨を要約させていただいております。

（内訳）

【補足修正　：対応１】

当該意見をふまえて素案を補足修正または追加記載したもの

０件

【既記載　　：対応２】

既に意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる、あるいは同種の記載をしているもの

４件

【説明・理解：対応３】

市としての考えを説明し、ご理解いただくもの

４件

【事業参考　：対応４】

素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべき事柄として今後の参考とするもの

０件

【その他　　：対応５】

素案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの

０件

８　ご意見の内訳（まとまりごと）

項目		件数
１	趣旨について	０件
２	用語について	０件
３	代表オンブズマンについて	０件
４	条例第１５条第１項３号ただし書に規定する調査対象外事項の例外について	２件
５	身分証明書の携帯等について	０件
６	条例第１９条第１項に規定する規則で定める団体について	０件
７	勧告等の公表方法について	１件
８	活動状況の報告及び公表の方法について	１件
９	様式について	０件
１０	雑則について	０件
１１	附則について	０件
１２	その他	４件
合計		８件

９　熊本市オンブズマン条例施行規則（素案）について

＊以下に熊本市オンブズマン条例施行規則に規定する内容の案を掲載します。この案を元に、この規則の最終決定を行います。

＊なお、いただいたご意見及びそれに対する本市の考え方については、「素案に関するパブリックコメントでの意見及び意見に対する市の考え方」を参照ください。

熊本市オンブズマン条例施行規則に規定する内容の案について

項目番号：１「趣旨について」

この規則には、熊本市オンブズマン条例（平成２３年条例第１０号。以下「条例」という。）の施行に関して、必要な事項を定めます。

項目番号：２「用語について」

この規則の中で使用する用語については、条例において使用している用語の例によることを定めます。

項目番号：３「代表オンブズマンについて」

条例第８条第１項の代表オンブズマンについては、オンブズマンの互選によることとし、オンブズマンを代表するものであることを定めます。

項目番号：４「条例第１５条第１項３号ただし書に規定する調査対象外事項の例外について」

条例第１５条第１項３号ただし書に規定している規則で定める事由については、次に掲げるとおりとすることを定めます。

(1)　苦情の申立てに係る事実が極めて秘密のうちに行われ、当該事実のあった日又は終わった日から１年を経過した後初めて明らかにされたとき。

(2)　天災地変等による通信の途絶又は交通の遮断により申立期間を経過したとき。

項目番号：５「身分証明書の携帯等について」

オンブズマン及び専門調査員が、条例第１８条に規定する調査を行うときには、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から提示を求められたときに、これを提示することを定めます。

項目番号：６「条例第１９条第１項に規定する規則で定める団体について」

条例第１９条第１項に規定している規則で定める団体とは、次に掲げる団体であることを定めます。

①植木まちづくり株式会社
②財団法人熊本市駐車場公社
③社会福祉法人熊本市社会福祉協議会
④社会福祉法人熊本市社会福祉事業団
⑤社団法人熊本市シルバー人材センター
⑥財団法人熊本地下水基金
⑦株式会社熊本流通情報センター
⑧財団法人熊本市勤労者福祉センター
⑨財団法人熊本国際観光コンベンション協会
⑩財団法人熊本市美術文化振興財団
⑪財団法人熊本市国際交流振興事業団
⑫財団法人熊本市社会教育振興事業団
⑬財団法人熊本市住宅協会
⑭財団法人熊本市水道サービス公社
⑮財団法人熊本市下水道技術センター
⑯財団法人熊本市学校給食会

項目番号：７「勧告等の公表方法について」

条例第２４条第１項の規定による公表については、次に掲げる方法により行うことを定めます。

① 告示
② 広報紙への要旨の掲載
③ 前２号に掲げるもののほか、オンブズマンが適当と認める方法

項目番号：８「活動状況の報告及び公表の方法について」

条例第２５条の規定による市長及び議会への報告については、次に掲げる事項について行うことを定めます。

① 苦情申立ての件数
② 苦情申立てに係る調査の件数
③ オンブズマンの発意に基づく調査の件数
④ 勧告及び意見表明の要旨並びに是正等の措置及び制度の改善の状況の報告の要旨
⑤ 前各号に掲げるもののほか、オンブズマンが必要と認める事項

また、条例第２５条の規定による公表については、次に掲げる方法により行うことを定めます。

① 告示
② 広報紙への要旨の掲載
③ 前２号に掲げるもののほか、オンブズマンが適当と認める方法

項目番号：９「様式について」

条例及びこの規則の規定による手続等に係る文書等の様式として、次のようなものを定めます。

① 条例第１４条第１項に規定する苦情申立書
② 条例第１６条第１項の規定による苦情の申立に係る調査の開始の通知書
③ 条例第１６条第２項の規定による苦情を調査しない旨の通知書
④ 条例第１６条第３項の規定による苦情等の調査の開始の通知書
⑤ 条例第１７条第２項の規定による苦情等の調査を中止した旨の通知書
⑥ 条例第１７条第２項の規定によるオンブズマンの発意に基づく調査中止通知書
⑦ 条例第２０条の規定による苦情等の調査の結果の通知書
⑧ 条例第２０条の規定によるオンブズマンの発意に基づく調査結果通知書
⑨ 条例第２１条の規定による勧告又は意見表明をした旨の通知書
⑩ 条例第２３条第２項の規定による是正等の措置又は改善の状況についての報告書
⑪ 条例第２３条第３項の規定による是正等の措置又は改善の状況についての報告があった旨の通知書
⑫ 第５条に規定するオンブズマンの身分を示す証明書
⑬ 第５条に規定する専門調査員の身分を示す証明書

※上記①～⑬の様式案については次項に掲載します。

項目番号：１０「雑則について」

この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定めることを規定します。

項目番号：１１「附則について」

この規則について、いつから施行するのかを定めます。

項目番号９の様式案①

年　　月　　日

苦情申立書

熊本市オンブズマン（宛）

住所　（〒　　－　　）

ふりがな

氏名

（法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

連絡先電話番号　　（　　）

熊本市オンブズマン条例第１３条及び第１４条の規定により、次のとおり苦情の申立てをします。

苦情の申立ての趣旨及び理由	※ 記載欄が不足するときは、別紙に記載し添付してください。
苦情の申立ての原因となった事実のあった日（又は終わった日）	年　　月　　日
他の制度による手続の実施の有無	※ 該当するものにレ印を記入してください。 □有り　□行政不服審査法に基づく不服申立て □訴訟　□監査請求 □その他（　　） □無し

※ 代理人記入欄

代理人	住所 氏名 連絡先電話番号	申立人との関係

受付印

項目番号９の様式案②

第　　号
年　　月　　日

調査開始通知書

様

熊本市オンブズマン　　印

年　　月　　日付けで申立てのありました苦情につきましては、調査を開始することとしましたので、熊本市オンブズマン条例第１６条第１項の規定により通知します。

苦情申立ての趣旨	

項目番号９の様式案③

第　　号
年　　月　　日

調査しない旨の通知書

様

熊本市オンブズマン　　印

年　　月　　日付けで申立てのありました苦情につきましては、次の理由により調査をしないこととしましたので、熊本市オンブズマン条例第１６条第２項の規定により通知します。

苦情申立ての趣旨	
調査しない理由	

項目番号９の様式案④

第　　号
年　　月　　日

調査実施通知書

（宛）

熊本市オンブズマン　　印

次のとおり調査を実施しますので、熊本市オンブズマン条例第１６条第３項の規定により通知します。

調査の趣旨	
調査の内容	
備考	

項目番号９の様式案⑤

第　　号
年　　月　　日

苦情に基づく調査中止通知書

様
（宛）

熊本市オンブズマン　　印

年　　月　　日付けで申立てのありました苦情につきましては、次の理由により調査を中止しましたので、熊本市オンブズマン条例第１７条第２項の規定により通知します。

苦情申立ての趣旨	
中止の理由	

項目番号９の様式案⑥

第　　号
年　　月　　日

発意に基づく調査中止通知書

（宛）

熊本市オンブズマン　　印

年　　月　　日付けで通知しました発意に基づく調査につきましては、次の理由により調査を中止しましたので、熊本市オンブズマン条例第１７条第２項の規定により通知します。

発意に基づく調査の趣旨	
中止の理由	

項目番号９の様式案⑦

第　　号
年　　月　　日

苦情に基づく調査結果通知書

様
（宛）

熊本市オンブズマン　　印

年　　月　　日付けで申立てのありました苦情の調査結果につきまして、熊本市オンブズマン条例第２０条の規定により、次のとおり通知します。

苦情申立ての趣旨	
調査の結果及び見解	

項目番号９の様式案⑧

第　　号
年　　月　　日

発意に基づく調査結果通知書

（宛）

熊本市オンブズマン　　印

年　　月　　日付けで通知しました発意に基づく調査結果につきまして、熊本市オンブズマン条例第２０条の規定により、次のとおり通知します。

発意に基づく調査の趣旨	
調査の結果及び見解	

項目番号９の様式案⑨

第　　号
年　　月　　日

苦情申立てに係る勧告・意見表明通知書

様

熊本市オンブズマン　　印

年　　月　　日付けで申立てのありました苦情につきましては、調査の結果、次のとおり（勧告・意見表明）しましたので、熊本市オンブズマン条例第２１条の規定により通知します。

苦情申立ての趣旨	
勧告・意見表明先	
勧告・意見表明年月日	
勧告・意見表明の内容	

項目番号９の様式案⑩

第　　号
年　　月　　日

是正等措置・制度の改善報告書

熊本市オンブズマン（宛）

市の機関名

　　年　　月　　日付けの勧告・意見表明に係る（是正等の措置の状況・制度の改善の状況）につきまして、熊本市オンブズマン条例第２３条第２項の規定により、次のとおり報告します。

勧告・意見表明の趣旨	
是正等の措置の状況・制度の改善の状況	
所管課	電話番号
備考	

項目番号９の様式案⑪

第　　号
年　　月　　日

苦情申立てに係る是正等措置・制度の改善報告通知書

様

熊本市オンブズマン　　印

年　　月　　日付けで申立てのありました苦情につきましては、次のとおり（是正等の措置の状況・制度の改善の状況）の報告がありましたので、熊本市オンブズマン条例第２３条第３項の規定により通知します。

苦情申立ての趣旨	
勧告・意見表明の趣旨	
是正等の措置の状況・制度の改善の状況の報告	

項目番号９の様式案⑫

熊本市オンブズマン身分証明書

（表）

身　分　証　明　書

第　　号

写

真

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

熊本市印

上記の者は、熊本市オンブズマン条例第１条の規定に基づく熊本市オンブズマンであることを証する。

年　　月　　日

熊本市長　　印

5.4cm

8.55 cm

（裏）

熊本市オンブズマン条例　（抜粋）

（設置）

第１条　市政に関する苦情を簡易迅速に処理し、及び市政を監視し、並びに非違の是正等の措置（以下「是正等の措置」という。）を講ずるよう勧告し、及び制度の改善を求める意見を表明することにより、市民の権利及び利益の保護を図り、もって市政に対する市民の理解と信頼の確保に資するため、熊本市自治基本条例（平成２１年条例第３７号）第２３条の規定に基づき、熊本市オンブズマン（以下「オンブズマン」という。）を設置する。

項目番号９の様式案⑬

熊本市専門調査員身分証明書

（表）

身　分　証　明　書

第　　号

写

真

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

熊本市印

上記の者は、熊本市オンブズマン条例第２７条の規定に基づく熊本市専門調査員であることを証する。

年　　月　　日

熊本市長　　印

5.4cm

8.55 cm

（裏）

熊本市オンブズマン条例　（抜粋）

（設置）

第１条　市政に関する苦情を簡易迅速に処理し、及び市政を監視し、並びに非違の是正等の措置（以下「是正等の措置」という。）を講ずるよう勧告し、及び制度の改善を求める意見を表明することにより、市民の権利及び利益の保護を図り、もって市政に対する市民の理解と信頼の確保に資するため、熊本市自治基本条例（平成２１年条例第３７号）第２３条の規定に基づき、熊本市オンブズマン（以下「オンブズマン」という。）を設置する。

（専門調査員）

第２７条　オンブズマンの職務の遂行を補佐するため、専門調査員を置く。

２　専門調査員は、行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

素案に関するパブリックコメントでの意見及び意見に対する市の考え方

項目	意見の内容	意見数	意見に対する本市の考え方と対応	対応
項目番号 4	熊本市の業務執行に重大な過失があり、その結果、市民が弊害・実害を受け続けており、熊本市自治基本条例等その他の条例理念に違反していることが明確である場合、市民が弊害を受けた起点から１年を経過していても、調査の対象とすべきである。	１件	オンブズマンの調査対象を長期間遡ると、事実関係の把握が困難であったり、行政の安定性を阻害するおそれがあるため、条例第１５条第１項第３号において、「苦情の申立てに係る事実のあった日又は終わった日から１年以上経過しているとき」は、原則として調査をしないものとなっておりますが、ただし書きの規定を設け、「規則で定める事由に該当するとき又はオンブズマンが正当な理由があると認めるとき」は、１年以上経過していても調査対象とすることとしております。 従いまして、規則で定める事由に該当しない場合であっても、「オンブズマンが正当な理由があると認めるとき」は調査対象となります。	2
項目番号 4	条例第１５条第１項第３号のただし書きに規定する事由として、「苦情に係る事実が継続している時」を加筆すべきである。	１件	条例第１５条第１項第３号において、「苦情の申立てに係る事実のあった日又は終わった日から１年以上経過しているとき」と規定しておりますが、「終わった日」とは、当該行為又はその効力が相当の期間継続性を有するものについて、当該行為又はその効力が終了した日をさすものであり、ご提案の「苦情に係る事実が継続しているとき」はまだ終了していないと判断され、調査対象になるものと考えております。	2

素案に関するパブリックコメントでの意見及び意見に対する市の考え方

項目	意見の内容	意見数	意見に対する本市の考え方と対応	対応
項目番号 7	勧告等の公表については、広く市民に知ってもらうために、その方法として、「報道機関への公表」を記載するべきである。	１件	規則では、市民に対する公表の方法として、市が直接市民に対して内容を明確かつ直接的に情報の伝達を行うことができる方法として「告示」及び「広報誌への要旨の掲載」を規定しておりますが、併せて、公表の方法として「オンブズマンが適当と認める方法」を定めており、オンブズマンの判断によりその他の公表方法をとることが可能となっております。 ご提案の報道機関への情報提供につきましては、この「オンブズマンが適当と認める方法」の１つとして対応したいと考えております。	2
項目番号 8	活動状況の公表については、広く市民に知ってもらうために、その方法として、「記者会見等報道機関への情報提供」を記載するべきである。	１件	活動状況の公表の方法につきましても、上記の勧告等の公表の方法と同様に考えております。	2
その他	「情報共有、参画、協働」に関する記載を次の通り追加すべきである。 １、オンブズマンは、定期的にオンブズマン活動を報告し、市民との情報共有をはかる。 ２、オンブズマンは、市民がこの制度に参画、協働することを推進する。 ３、オンブズマンは、市民のオンブズマン制度の周知のために、小中高校、市民向けの啓蒙活動を行う。	１件	まず、市民との情報共有につきましては、条例第２５条で「オンブズマンは、毎年度、運営状況について公表する。」と規定されており、この規定により、市民との情報の共有が図れるものと考えております。 次に、この制度へ市民が参画、協働するように、オンブズマンが推進を図ることについては、オンブズマンが条例第３条や第７条で規定されている責務や職務を果たすことにより、その推進に寄与できるものと考えております。	3

素案に関するパブリックコメントでの意見及び意見に対する市の考え方

項目	意見の内容	意見数	意見に対する本市の考え方と対応	対応
			なお、制度の周知については、オンブズマン自らが行うというよりは、本市が様々な周知を行う中で、オンブズマンの職務に支障のない範囲内で協力をいただきながら行ってまいりたいと考えております。	
その他	「オンブズマン制度の検証」に関する記載を次の通り追加すべきである。 １、オンブズマン制度の有効性を向上させるため検証は必要で、アンケート等多様な検証を行う。 ２、検証は、情報共有を前提に、市民参画と協働によって行う。	１件	オンブズマン制度をより良いものにしていくためには、市民の皆様からのご意見をお伺いするなどの検証は必要であると考えております。 そのため、条例第２５条で「毎年度、運営状況についてこれを公表する。」こととしております。 本市としては、ご提案いただいたような具体的な検証方法については、制度の運営状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。	３
その他	「事務局」に関する記載を次の通り追加すべきである。 １事務局は、オンブズマン制度の独立性を確保するために、オンブズマンの指揮下で事務上の補佐を限定的に行う。 ２オンブズマン制度の予算は、オンブズマンが市長に申請し、協議して決める。 ３事務局の人事と専門調査員の選考は、オンブズマンの意向を尊重して決める。 ４事務局は常に市民と情報を共有し、市民参画・協働で運営を進める。	１件	まず、事務局は、執行機関である市長が附属機関であるオンブズマンの庶務を担わせるために設置するもの（地方自治法条２０２条の３第３項）で、オンブズマンの職責そのものに影響を与え、独立性を損なわせるものではありません。 次に予算や事務局人事についてですが、予算の調製の権限は市長にあり（地方自治法第１４９条第１項第２号）、また、事務局職員の任免権も市長にあり（地方自治法第１７２条第２項）、これらについてオンブ	３

素案に関するパブリックコメントでの意見及び意見に対する市の考え方

項目	意見の内容	意見数	意見に対する本市の考え方と対応	対応
			ズマンが関与することを制度として定めることは妥当ではないと考えております。 　また、専門調査員の選考については、熊本市専門調査員設置要綱を設け、オンブズマンの職務の遂行を補佐し得る人材の確保に努めたいと考えております。 　なお、事務局においては、オンブズマンの独立性を確保しつつ、市民の皆様による本制度の利用を図り、これにより「情報共有」「参画」「協働」の推進に資することができるよう制度を運営してまいりたいと考えております。	
その他	「専門調査員」に関する記載を次の通り追加すべきである。 １公募等により広く優秀な人材を求める。 ２高度な法的、行政的知識を持つ者から選考する。 （理由） １オンブズマンを補佐するにふさわしい法的専門家であることが肝要である。 ２優秀な人材がオンブズマン制度の有効性を保証する。	１件	専門調査員の身分は、地方公務員法第３条第３項第３号に規定する非常勤の職員であることから、熊本市非常勤職員任用等取扱要綱の規定に基づき、熊本市専門調査員設置要綱を定めております。 　この要綱の中で、専門調査員の任用に当たっては、公募により選考すること、また、応募要件として、法的素養や行政に関し優れた識見を有することを規定し、オンブズマンの職務の遂行を補佐し得る人材の確保に努めたいと考えております。	３